

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

地域産業担い手育成計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

鳴門市

3. 地域再生計画の区域

鳴門市の全域

4. 地域再生計画の目標

鳴門市は、全国に知られた鳴門海峡の渦潮をはじめとする美しい自然景観、四国八十八カ所霊場一番札所霊山寺・二番札所極楽寺、阿波一の宮大麻比古神社、大谷焼などの歴史・文化資源等に恵まれた、観光資源の集積が非常に高い観光産業都市である。

また、古くより京阪神と四国を結ぶ南海道の門戸として栄え、JR鳴門駅の開設や土地区画整理により広大な中心市街地が造成され、県北の一大都市として機能する中心市街地が形成されている。

さらに、安土桃山時代末期に入浜式塩田による製塩が伝えられて以来、塩業中心の産業活動が長く続いており、昭和以降、そこから発達した医薬品や化学工業、飲料などの製造業が盛んになり、全国的にみても高いシェアを誇る製品を産み出すなど、リーディング産業としての地位を占めている。一方で、半導体や生命化学などの先端技術や高度な知識によって全国的に注目されるベンチャー企業が誕生・立地するとともに、大手半導体企業が進出するなど、将来性と創造力に富んだ新たな産業の発展が期待されている。

しかし、本市経済を支えている観光産業や中心市街地商店街、製造業をはじめとした地場産業においては、高速道路整備等に伴う通過型観光の進展や郊外型流通店舗の増加、長引く景気の低迷等、経済環境は大きく変化しており、地域のにぎわいが停滞しているところである。統計的に見ても、本市観光客入込数は平成18年の276万人から平成20年には222万人となり、年間商品販売額が平成3年の8,856,668万円から平成19年には7,741,760万円となり（商業統計調査より）、製造品出荷額等が平成10年の21,406,373万円から平成19年には11,366,810万円となる（工業統計調査）などそれぞれ減少していることから、こうした地域経済の活性化が大きな課題となっている。また、本市を含む鳴門地域の平成20年度常用新規求人数は4,561人と平成15年度の約41.1%まで落ち込んでおり、平

成 20 年度有効求人倍率も全国有効求人倍率 0.77 を下回る 0.71 となっているなど、経済の縮小に伴う就労機会の減少も顕著なものとなっている。

このため、本市及び各経済団体においても、各種観光振興施策やプレミアム付き市内共通商品券の発行、企業誘致、各種融資制度、経営支援を行うなど、地域経済の活性化とともに、雇用機会の創出に努めているところである。しかし、産業構造や雇用ニーズが変化するとともに、定時制にこだわらない多彩な働き方を希望する若年者の増加や雇用需給のミスマッチの増大など就労意識が多様化しており、雇用を取り巻く環境は大きく変化をしているため、雇用情勢は悪化を続けている。

そこで、上記課題の解決のため、長年に渡り地域経済を支えてきた地場産業（製造業中心）や中心市街地商店街、観光に関する分野を地域重点分野として設定した上で、既存施策とともに地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）を実施することにより、重点分野にかかる人材育成等を図り、雇用機会を積極的に設けることで具体的な雇用を促進していくことを目標とする。

<重点分野>

- ア 観光に関する分野
- イ 中心市街地商店街に関する分野
- ウ 地場産業（製造業中心）に関する分野

<地域再生計画の目標>

地域再生計画の取り組みを通して、以下の目標を達成する。

(単位：人)

	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度	合計
新規雇用者数	0	6 3	6 3	1 2 6
新規創業者数	0	2	2	4
合計	0	6 5	6 5	1 3 0

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

本計画は、本地域の観光や中心市街地、地場産業（製造業中心）といった既存の産業・資源を再活性化させることにより、地域のブランド力や競争力を強化することにより、雇用の創出を図り、地域再生を促進することを目的とする。

計画の実施にあたっては、鳴門市及び各経済団体の独自の取り組みに加え、地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）を活用することにより、地域産業の活性化と雇用機会の創出を図るものである。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置による取り組み

【B0902】地域雇用創造推進事業

事業実施主体：鳴門市地域雇用創造協議会

構 成 員：鳴門市、鳴門商工会議所、大麻町商工会、徳島県

(1) 雇用拡大メニュー（事業主を対象とすること）

① スーパービジネスサポーター派遣事業

市や商工会議所・商工会等の専門家派遣事業ではカバーできていない、社会保険労務士、デザイナー、WEBサイト制作、ITコンサルティング、コピーライター等の専門家を必要としている企業や創業・起業予定者にこれらの人材を派遣することにより、地域重点分野の再生・浮上を図るとともに、新たな雇用の創出につなげていく。

(2) 人材育成メニュー（地域求職者等を対象とすること）

① 観光・サービス人材育成事業

豊富な観光資源を活かした観光産業等において、積極的に誘致に取り組んでいる県外客や外国人客の様々なニーズに対応できる人材を育成することを目的として、求職者やスキル向上を目指す求職者を対象に講座を開講する。

② コミュニティビジネス等創業支援事業

求職者を含む市民を広く対象とし、空店舗での新規開業支援を行うとともに、地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むコミュニティビジネスの創業を支援するためのセミナーを開催し、本市融資制度（開業者スタートアップ資金）等につなげていくことにより、新規創業を創出する。

③ 企業ニーズ対応型スキルアップ研修事業

地域重点分野に対する地域の取り組みや雇用拡大メニューと連携し、販路拡大や新商品開発、新分野進出等をすすめる企業への供給源となる人材を育成し、創出した雇用機会に求職者をマッチさせることを目的として、求職者やスキル向上を目指す求職者を対象に、専門知識等の習得のための講座を開講する。

将来、求人を行う予定の企業を訪問し、必要な人材の能力を把握した上で、講座内容を随時設定していく。

(3) 就職促進メニュー

① 就職相談・マッチングフェア開催事業

求職者を対象としたキャリアコンサルタントによる就職相談窓口を設置し、パッケージ事業で行う事業やジョブ・カード制度等と連携した相談を行い、就職活動を支援する。

また、一般求職者や新規学卒予定者等に対し、求人票提出企業の合同就職面接会を開催する。

② 求人情報等提供事業

ハローワークと連携し、求職者に求人情報を積極的に提供するとともに、求職者・求人予定企業等に、パッケージ事業で行う事業を含めた市・商工会議所・商工会の雇用対策事業を分かりやすく提供する。

5-3-2 支援措置によらない独自の取り組み

雇用機会の増大を図るため、基本方針に基づく支援措置を活用するほか、以下の取り組みを総合的かつ一体的に行うものとする。

① 観光振興に係る事業

平成19年度から平成23年度を計画期間とする鳴門市観光振興計画を策定し、市民と観光関連事業者、市が協働して観光・交流の発展を進めている。

② 商店街等の活性化に係る事業

中小商業・サービス業者の振興対策を目的に発行している鳴門市内共通商品券「うずとく商品券」に、今年度は10%のプレミアムを付け、総額1億1000万円分を発行することにより、地域商店・商店街の競争力を強化するとともに、消費者の利便性の向上による消費の喚起と市内商業の活性化を図っている。

③ 企業誘致に係る事業

鳴門市企業立地奨励条例を制定、市内に事業所を新設・増設・移転し、投下固定資産と地元新規雇用が一定の要件を満たした場合に3年間の投下固定資産税に相当する額を助成している。

また、本市産業団地である「なるとソフトノミックスパーク」への企業立地を推進するため、分譲価格を特例措置により減額するなど、企業誘致の促進を図っている。

④ 創業・設備投資等に係る事業

本市独自の融資制度である経営基盤パワーアップ資金、開業者スタートアップ資金等、各種融資制度を設け、中小企業等の運転資金・設備資金の需要や新規創業を支援している。

⑤ 経営支援等に係る事業

鳴門商工会議所や大麻町商工会における経営指導員によるきめ細かな企業支援をはじめ、経営支援アシスト事業やビジネスサポーター事業等の専門家派遣制度や各種講習会等を実施し、本市地場産業等の支援に努めている。

⑥ 企業ニーズの把握に係る事業

平成20年度、鳴門市の商工業振興施策のためのアンケート調査を実施し、企業ニーズの把握に努めているとともに、平成21年度より、さらに企業ニーズを把握していくため、企業版出前市長室を開催している。

⑦ 地元雇用の促進に係る事業

地域ジョブ・カードサポートセンターを設置し、正社員の経験が少ない求職者などに訓練や支援を行い、求人企業とのマッチングを促進するとともに、国のふるさと雇用・緊急雇用制度を積極的に活用し、地元雇用の創出に努めている。

6. 計画の期間

認定の日から平成24年3月31日まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

鳴門市地域雇用創造協議会において、各事業を利用した求職者等へのアンケートを実施し、毎年度ごとに把握していく。また、取り組みに対する評価や改善すべき事項の検討等を行い、随時改善見直しを行っていく。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し